

十九八七
の第適初発発利二用期行行子期利利価日の以率子格適後の

子年額平する額の振替法の規定による振替口座簿
○面成二十・金額又は記録は、最低額面金
・金額數倍の金額によるもとのと
・金額百円につき百円
二パーセント
計算期間開始日前に行われた、各利払期における利

六五四
振替單位
振額最低額面金

三二一
用振等項法及の適
發行の根拠
号及び記

個人向け利付國庫債券（変動・
十年）（第四十九回）
社債、株式等の振替に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
額の振替機関は日本銀行とする。その規
定の適用を受けるものとし、そ
れ以下「振替法」という。」の規
律（平成十三年法律第七十五号）。

〇財務省告示第二百号
基づき、平成二十六年五月十五日に発行した個人
向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年六月十日
財務大臣 麻生 太郎

用
利
率

十一
初期利子

十二
後第二期利子以

十六
十五
十四
十三
払
込
場
所
払
込
期
日
償
還
金
額
償
還
期
日
限
額

日本銀行の本店又は支店
平成二十六年五月につけ
て十五百円

算出する利息を毎年五月十五日
に支払期として、各支払う。
式間に期によりすお五
日を毎年五月十五日及び十一月
に支払う。式間に期によりすお五
日を毎年五月十五日及び十一月
に支払う。

額面金額 × $\frac{0.42}{100} \times \frac{1}{2}$ × $\frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$

規下は払し払平すそ五發利回りの結果に進行わざとセント、乗○づき算出されるとはセントはセントを下回じ・六六パーセントが○乗れたりセントは・じた複と、○た複近

定、期とし、次号の銀行休業日につつ三日にに當たる式に十
次それが銀行休業日う算う式に十五
金額を支払う。式に十五日には支當たる日を支出

額面金額 × $\frac{0.42}{100} \times \frac{1}{2}$ × $\frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$

中途換金の取扱い

(一) 次式によることとし、その買取りは、平成二年五月十五日以後において、行なうに区分に応じ、それぞれの算。平成二十七年五月十五日から今までの間の場合額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 払額 $\times \frac{79.685}{100}$) - 受入経過利子に相当する金額)

生に第る個人に入にてとし、その算出結果に相当する金額に円未満切捨ては、受合する金額は、受入経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)。

規六省人経は、その算出結果に相当する金額に円未満切捨ては、受合する金額は、受入経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)。

な定十令向過利子に相当する。ただない、場合に円未満切捨ては、受合する金額は、受入経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)。

次いす十八(平成十令向過利子に相当する。ただない、場合に円未満切捨ては、受合する金額は、受入経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)。

号銘る受柄にに入第十(平成四四年財務省令第同利子は零が二発項令同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.42}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日

から発行日までの日数

365

(二) 平成11十七年十一月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$) + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

十八 中途換金

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和一十五年法律第七十^三号）

第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者にはその相続人が、死滅したと生きに住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十六第七号））による救助法（昭和二十二年法律第六十七号）第一項の指定都市には当該市、災害第百二十二条の施行にあつて救すたと災害十ヶ年助八号法。）、九十六第一項の区域又は当該市域には当該市にあつて救すたと災害十ヶ年助八号法。

十 有 五 日 前 に と ぞ す る 者 が、 平 成 二 十 七 年 五 月 そ う す い た 金 額 を、 当 該 個 人 が 請 求 す る 金 額 と し て、 次 の 式 に よ り 算 出 し た 金 額 が、 途 換 金 額 と す る。

(一) 額 取 こ と が な い 国 債 の 算 式

か ま で 平 成 二 十 六 年 十 一 月 十 五 日 ま で 平 成 二 十 七 年 五 月 一 日 か ま で 平 成 二 十 六 年 十 一 月 十 五 日 ま で 平 成 二 十 七 年 五 月 一 日
前 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - 受 入 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額)

(二) 額 取 こ と が な い 国 債 の 算 式

平 成 二 十 六 年 十 一 月 十 五 日 ま で 平 成 二 十 七 年 五 月 一 日 ま で 平 成 二 十 六 年 十 一 月 十 五 日 ま で 平 成 二 十 七 年 五 月 一 日
前 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - (経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - 受 入 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額)

日

十九